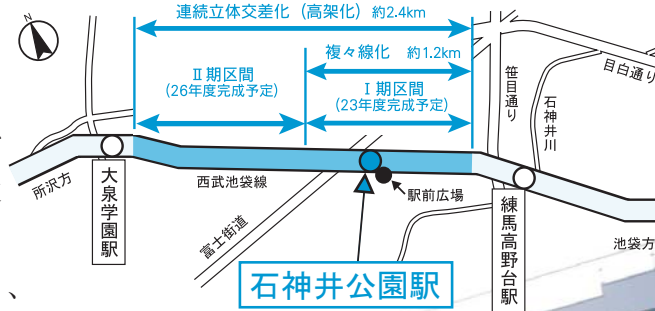


石神井公園駅周辺まちづくりの進捗状況

連続立体交差事業が進められています

石神井公園駅を含むI期区間では、高架複々線化工事が進められています。平成23年度までには6箇所の踏切が除却され、踏切による交通渋滞が解消します。

また、昨年5月には駅舎デザインがまとまり、駅北側の外壁の整備が概ね完了しました。なお、このデザインの作成にあたっては、デザインアイデア画コンテストやオープンハウス等において地域の皆様の協力をいただきました。



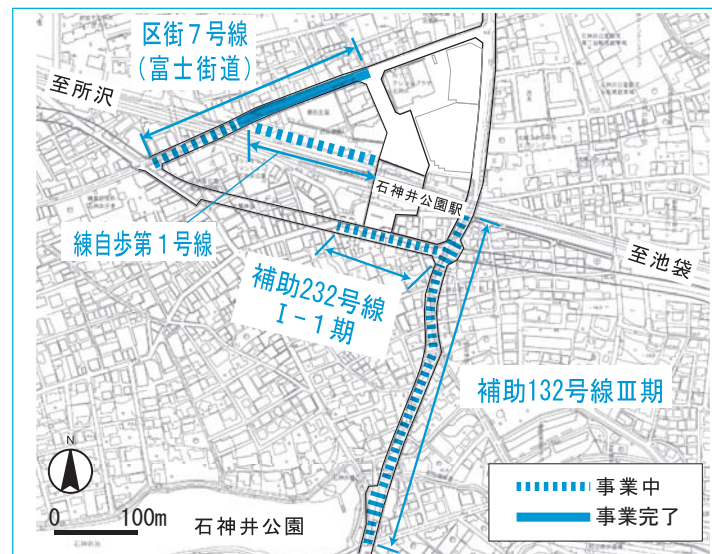
【写真】北口交通広場から撮影（平成22年3月）

都市計画道路の整備が進められています

補助132号線Ⅲ期と補助232号線Ⅰ-1期は、現在用地取得を進めています。

また、練自歩第1号線※は、用地取得を完了し、連続立体交差事業の進捗に合わせ、今後整備を進めていきます。

※「練自歩」：練馬自転車歩行者専用道の略称です。



石神井公園駅周辺地区

まちづくり ニュース

第14号

平成22年3月

発行 練馬区都市整備部
西部地域まちづくり課

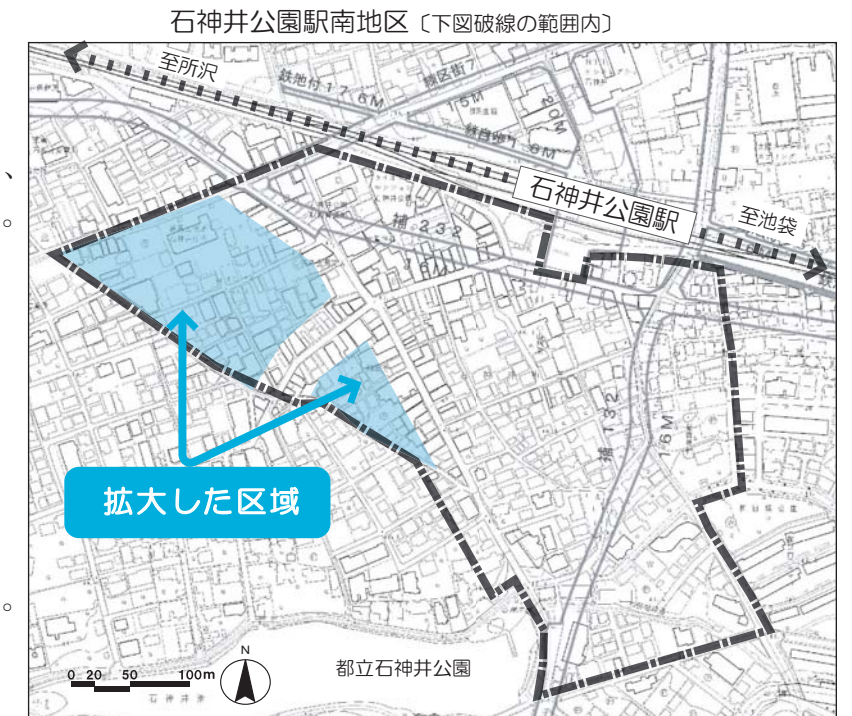
今号の内容

- 1面 : 石神井公園駅南地区でまちづくりの検討を進めています
- 2～3面 : 石神井公園駅南地区まちづくり推進協議会の活動報告
- 4面 : 石神井公園駅周辺まちづくりの進捗状況

石神井公園駅南地区でまちづくりの検討を進めています

現在、石神井公園駅周辺では、上り線が高架に切り替わり、都市計画道路の用地買収が目に見えて進むなど、街並みが大きく変わりつつあります。

このような鉄道や道路の整備に合わせて、「石神井公園駅南地区まちづくり推進協議会（以下「協議会」という）」では、商店街通りや都市計画道路沿道を中心に駅南口周辺地区のまちづくりを検討しています。今号では、協議会の活動内容や地権者アンケートの結果などを報告します。

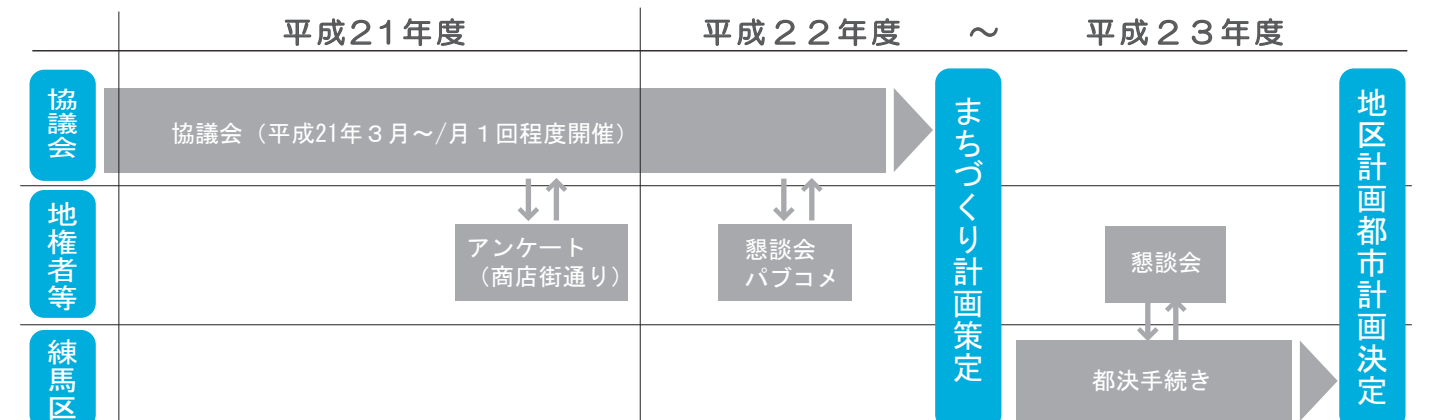


区域が変わりました

街並みの一体性等を考慮して、公園通り・庁舎通りの西側の街区を追加し、上図の区域（約14ha）で検討しています。

協議会活動・地区計画スケジュール

今年中にまちづくり計画を策定し、平成23年度には地区計画の都市計画決定を目指します。



ご意見・ご要望

まちづくりニュースの内容に関するご質問やご意見がありましたら、下記までお知らせください。

練馬区環境まちづくり事業本部都市整備部西部地域まちづくり課

TEL 5984-1284（直通）

メールアドレス seibu03@city.nerima.tokyo.jp

ホームページ <http://www.city.nerima.tokyo.jp/kusei/machi/kakuchiiki/shakuji/index.html>

石神井公園駅南地区まちづくり推進協議会の活動報告

協議会では、平成21年3月から地区計画の策定に向けてまちづくり計画の具体的な検討を重ねています。特に、公園通り等の商店街通りについては、「街並み誘導型地区計画」導入を念頭に、道路空間や建物形態のあり方など活発な意見交換が行われています。今後も引き続き街並み誘導や建物用途、景観など課題ごとに検討を進め、平成22年度にまちづくり計画を策定する予定です。

<用語解説>

Q.「地区計画」とは？

都市計画法と建築基準法に基づく制度で、建物の形、道路や緑地などの配置について、地域特性にふさわしい良好な環境をつくるための計画です。

Q.「街並み誘導型地区計画」とは？

地区計画の手法の1つです。必要な道路空間を確保し、土地の有効利用や街並みを整えるための制度です。建築物の壁面の位置や高さ等の制限を定めた上で、容積率制限や斜線制限を緩和することができます。

Q.「建物用途」とは？

建物の使い道のことで、具体的には住居、店舗、事務所、倉庫などがあります。

協議会の検討スケジュール



アンケートを実施しました

アンケート結果はこちら

協議会では、庁舎・公園通りをはじめとする商店街通りについて様々な検討を行っています。特に「道路空間のあり方」については、実際に土地や建物への影響を受ける沿道の地権者および商店街振興組合員の皆様のご意見を把握することが不可欠と考えアンケートを実施しました。今後、この結果を踏まえ、商店街通りのルールについて検討を進めます。

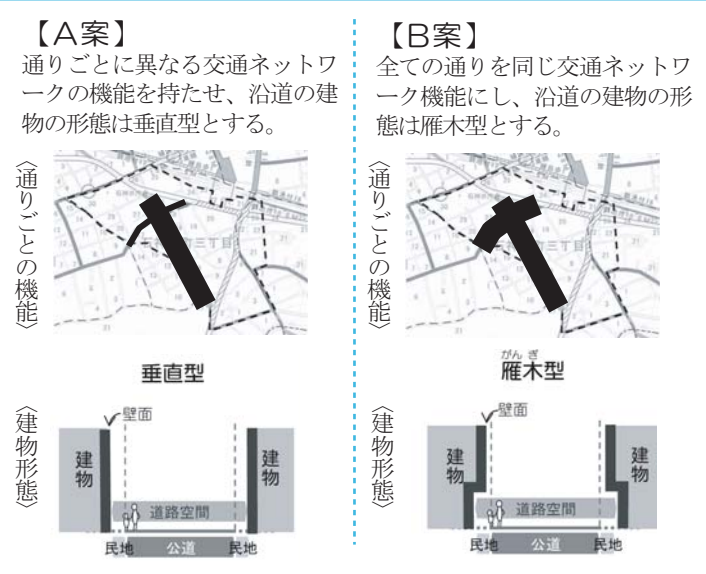
<<石神井公園駅南地区まちづくり推進協議会 まちづくりアンケートの結果>>

■商店街通りの機能や建物形態について

商店街通りそれぞれに違う機能を持たせ、沿道の建物形態は垂直型にする案が支持されました

商店街通りの安全性確保と建物形態の観点から、各通りごとに2案(A案とB案)を提示してご意見を伺いました。その結果、各通りの地権者の意向として、全ての商店街通りで「A案」が支持されました。

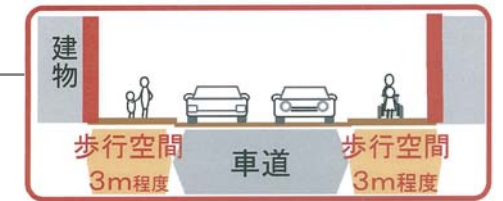
【2案の解説】



【アンケートからわかる地権者の意向】

<庁舎・公園通りの道路空間>

A案(12m・垂直型)



<公園通りの歩道の連続性について>
人がすれ違える片側3m程度の連続した歩道空間の確保が求められています。そのため、風致地区区間については、新たに門・塀・擁壁など工作物の設置を制限する方向で協議を進めます。

<駅前通りの道路空間>

A案(9m・垂直型)



<銀座通りの道路空間>

A案(8m・垂直型)



【補足】道路空間の数字については参考数値です。具体的には今後の検討を踏まえて決定します。

■商店街通りの1階の建物用途について

賑わいのある商店街づくりのため商店街通りに面する建物の1階部分は、店舗・事務所などの建物用途を誘導するルールが支持されました

